

島根県生コンクリート工業組合 共同試験場 試験・検査業務約款

(総則)

第1条 依頼者（以下「甲」という。）と島根県生コンクリート工業組合共同試験場（以下、「乙」という。）は、試験・検査業務（以下、「試験」という。）の実施に際しこの約款に定められた事項を遵守する。

(契約締結日)

第2条 甲が乙に対し、乙所定の「依頼書」を提出し、乙が当該依頼書に識別番号、受付日を記入の上、その写しを甲に発行することで契約がなされたものとする。契約締結日は、受付日とする。

(契約の取り消し)

第3条 甲は、契約締結後に試験の中止を行う場合は、試験の中止を乙に届け出るものとし、乙からの中止の通知を受けることにより契約を取り消すことができる。ただし、試験準備等に着手するなど乙の試験工程が進捗している場合、その進捗に応じ試験料金の清算を行う。

(試験の実施)

第4条 乙は、依頼書の受付後、依頼内容に基づき善良なる管理者の注意義務を保って、試験を実施する。

2 乙は、地震、風水害、停電、断水等、乙の責めに帰さない事由による場合は、その旨を甲へ通知することにより試験の実施を延期することができる。

3 延期に関する必要事項は、甲乙協議の上定める。

(説明、協力等)

第5条 乙は、甲から試験の方法等について説明を求められたときは、これに誠実に応えなければならない。

2 甲は、乙の試験実施にあたり、これに必要な範囲において試験体の概要等に関する情報について、乙からの請求があるときは、これに速やかに応じなければならない。

3 甲が提出した試験内容及び試験体の概要等に関する情報に虚偽があったことが試験報告書発行後に発覚した場合、乙が発行した試験報告書は無効とし、乙は、当該試験内容及び結果について責任を負わないものとする。

(試験内容の変更)

第6条 甲は、試験内容の変更を行う場合は、試験内容の変更を乙に届け出る。この場合、乙の試験工程の進捗及び変更後の試験内容に応じ試験料金の清算を行う。

(試験料金)

第7条 試験料金は、乙の試験料金表による。

2 甲は、乙が発行する請求書により試験料金を、請求書発行日から30日以内に当試験場窓

口にて現金で支払うか、請求書に記載の金融機関へ振込送金しなければならない。やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議の上別の支払日とすることができる。

3 金融機関へ振込送金の手数料は、甲が負担する。

(試験報告書の改ざんの厳禁)

第8条 甲は、乙の発行する試験報告書の内容を改ざんして使用してはならない。

2 前項の行為によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対しその損害を賠償する。

(試験報告書の再発行)

第9条 甲は、乙の発行した試験報告書の再発行の期限は、試験報告書の発行日から5年間とする。

(試験報告書の修正発行)

第10条 甲は、乙の発行した試験報告書の記載内容に明らかな誤記がある場合、修正発行の請求をすることができる。

2 前項の請求期限は、試験報告書の発行日から5年以内とする。

3 乙は、明らかな誤記がある場合を除き、試験報告書の修正発行は行わない。

(試験報告書の追加発行)

第11条 甲は、乙の発行した試験報告書の追加発行の期限は、試験報告書の発行日から5年間とする。

(異議・苦情の申立)

第12条 乙は、甲から申し立てられた試験内容及び結果に関する異議又は苦情等については、その内容を調査、審議し、甲に対し回答するものとする。

(秘密保持)

第13条 乙は、試験に際して知り得た甲の秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、次の場合には第三者に試験依頼書等を開示することができるものとする。

一 乙がISO/IEC17025の審査を受ける際、審査機関から試験依頼書等の開示の要請があった場合

二 法令又は官公署からの命令及び要請があった場合

(試験内容の公表)

第14条 前条第1項の定めにかかわらず、乙は、事前に甲の同意を得て、試験内容の公表を行うことができる。

(労働災害等)

第15条 甲が乙の施設内において試験に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害の

防止に努めなければならない。

2 甲が前項の作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。

3 甲が、試験に際して、乙の所有又は管理する施設、試験設備・備品等を破損させたときは、甲は、乙に対し、その損害を賠償する。ただし、不可抗力又はやむを得ない事情によるものであると乙が認めた場合は、この限りではない。

(約款の改正)

第 16 条 乙は、この約款に変更の必要が生じたときは、この内容を改正することができる。改正にあつては、ホームページで公表するものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 この約款に基づく契約に係る紛争が生じた場合、その第一審の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

(誠実協議)

第 18 条 この約款に定めのない事項及び解釈・運用につき疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議の上、定めるものとする。

附 則

この約款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。